

【史料紹介】

篠山藩郡取締役日記

— 安政三年「郡用日記」の紹介（二） —

ついで

今回は前回に引き続き、安政三年（一八五六）の「郡用日記」を収録した。紙幅の関係から連載となったが、今回は七月から十二月までの記事を主に収録している。あわせて、篠山藩領である丹波国多紀郡（現在、兵庫県篠山市）の略図と史料解説を付したので、史料を読む際の手引きとして、参考にしていただければ幸いである。

なお、今回の翻刻もこれまで同様、園田家文書研究会参加者による共同作業である。月一回のペースで史料の輪読・検討をおこない、それを最終的に常松と田中が点検した。翻刻にあたっては異体字・俗字・旧字はできる限り原文どおりとしたが、句読点・並列点の補足や改行は適宜おこなうなど慣例に従った。

【園田家文書研究会参加者】

荒益克文、内海寧子、榎隆敏、大槻暢子、糟谷尚子、片岡進之介、小林可奈、坂本いつ子、城下奈美、田中梓都美、常松隆嗣、中居惣子、藤岡真衣、松永友和、和田省子。ただし、二〇〇五・二〇〇六年度。

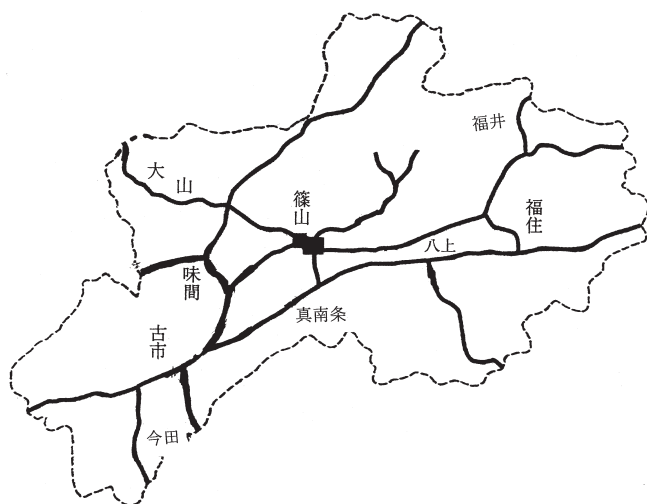


図1 丹波国多紀郡略図
注：太線は街道を示す

園田家文書研究会

寅六月異国船御用ニ付御用銀

四貫目上納卯六月利銀并元半方被下

一銀貳貫目 卯六月元

同貳百六拾目 辰六月廿七日被下

式貫目

又壹貫目 辰六月廿七日新上納

三貫目

巳六月切御返濟之御証文被下

右新出之為御称美

辰六月廿七日於元締所

本郷様御達

一横麻御上下

但し寅六月納四貫目之節老人扶持被下之

園田多祐

御合印御免

波部六兵衛
山田加兵衛

雨雪

中西甚兵衛
団野喜平次

御小袖

樋口多助
御用人支配

地廻帶刀

上野助七

横麻上下

手前
中道伊兵衛
小林伊兵衛

其外色々

六月廿七日 御達

辰二月二日御達有之由、御軍用御備金五月十二日左之通御貸下ケ

一銀三貫五百目

泉組

一同五貫目

畑組

一同壹貫五百目

福住組

一銀五貫目

向井組

一同貳貫五百目

新村組

一同七貫五百目

福井組

一同五貫目

八上組

三拾貫目

一同七貫七百日

黒岡組

郡家村

寺内村

治郎左衛門

利右衛門

佐倉村

知足村

新助

宇右衛門

鷺尾村

年番黒岡村

茂七

太右衛門

一同六貫五百目

新庄組

大熊村

熊谷村

与兵衛

周助

北沢田村
藤岡奥村
善助

前沢田村
瀧山文左衛門
年番野間村
藤兵衛

一銀八貫五百目 野尻組

大野村
西岡屋村
九兵衛

東岡屋村
野尻村
畑甚右衛門

年番野尻村
畑市郎兵衛

一同五貫三百目 木ノ部組

高屋村
西木ノ部村
仲兵衛

東木ノ部村
西谷村
清太夫

川北新田村
黒田村
北山五左衛門

年番川北村
山本弥助



一同五貫目 板井組

宮田村
仙右衛門
下板井村
茂兵衛

乘竹村
幸左衛門
北坂村
作右衛門

高坂村
佐助
坂本村
九兵衛

打坂村
太兵衛
倉本村
宇杵權兵衛

上板井村
明山權太夫
年番垣屋村
岸田休左衛門

一同四貫目 草山組

桑原村
弥三兵衛
同村
常五郎

遠方村
本郷村
藤兵衛

川坂村
同村
儀八
五右衛門

栗栖村
与三次郎
同村
記蔵

ノ

ノ三拾七貫目 大山組なし

一銀六貫五百目 岩崎組

一同三貫六百目 小多田組

一同貳貫目 古佐組

一同五貫目 真南条組

一同六貫五百目 大沢組

一銀三貫目 古市組

ノ貳拾六貫六百目 今田組 なし
波賀野組

一同七貫目 町分

合百貫六百目

拝借仕候御銀之事

一銀—— 但し元銀也

右者御軍用御備金之内、以 御慈悲御貸下ケ被成下難有拝借仕候所、実正ニ御座候、然ル上御返上之義者来巳五月申五月迄四ヶ年賦ニ被仰付、年々八朱之加利息元利無相違御返上可仕候、尤御大切之御銀ニ付急御入用之節者何時ニ而も拝借之村方ニ不拘、組中ノ相弁江御差支之義無之様御返上可仕候、為其御銀拝借証文仍而如件

何組庄や惣代

何村

安政三年辰五月

前名前之もの

御代官所

右貳拾通仙固ニ詰処ニ而一様ニ認メ御代官処へ相納メ申候

五月廿二日

一 御家中御面扶持被 仰出候年限中、萱壹万貳千余願上例之処、半数御手宛半数御用御手宛ニ被仰出候、御不用ニ相成候節者 (ママ)
萱買入壹荷ニ付銀納平均壹匁壹分

一 干草寒前四貫目 御買上ニ被成下度申上候
寒後三貫目

一 藁此度出火ニ付臨時被 仰出候処、是迄割付藁預り之分御取被下其余不足ニ相成候、藁壹匁ニ付四束ニ而御買入被下度、右之通申上置候
辰五月十二日

覚

御年限中御用萱御割付之内、御不用之節ハ下方より代銀ニ而上納仕候ハ、如何程相納候哉と御尋ニ付下方と篤と示談仕候所、米価高下ニ不拘萱荷ニ付銀壹匁分ツ、ニ而上納可仕候間、代納之義 御聞濟被成下候ハ、難有仕合奉存候、以上

五月廿二日

取締共

上

七月 二日 出勤

三日 出勤

九日 出勤

十七日 十六日夜本来寺おとり、高蔵寺作蔵、追入村故障一

件ニ付、終日本来寺ニ而取調

廿二日 出勤

廿七日 出勤 泊 油甚宅

廿八日 波部両家 樋口 酒井 又一右衛門 甚兵衛

手前 下男徳兵衛 下村六兵衛同道

下村川代より下瀧青田村ニ而川獵

谷川村鍵屋新蔵宅泊

廿九日 岡本村獵師弥五兵衛外五人相雇

終日川獵 鍵新泊

八月 朔日 朝引取

二日 出勤

七日 御祥月ニ付不参

十日 金地院休

十二日 出勤

十七日 出勤

廿二日 藤兵衛殿死去ニ付不参

覚

京都南禅寺金地院松倉高源寺へ被 参入湯之趣、圓光寺懇意之廉ヲ以休足被相頼候ニ付承知致し候

八月八日 龜山泊

九日昼 埴生

九日夜 篠山本陣泊

十日 手前方休足

十日 柏原小谷九郎兵衛 昼并泊

献上 菓子 従者 茶漬 葛 三袋

先方分土産として塩瀬帛紗并御札・直筆被下候

一御代官宛分 公儀御由諸も有之寺方之義ニ付、村役人案内ニ罷出不調法無之様可致御触有之

但し御触書留ニ記シアリ

辰八月十日

覚

九月九日春日社祭礼式之義、殿様御在城年二者都而是迄任来之通り相心得、御留守年二者御俚約御年限中当年より神事執行省略左之通可致候事

一 祭礼当日神輿社内ニかきり置、昇出し申間敷事

一 町々子供行列差出し候義無用之事

一 町印山者宵宮当日共其町々ニかきり置、子供囃子勝手次第之事

一 社内并町々献燈之義、宵宮当日共五ッ時頃限りニ引可申候事

右者町方祭礼ニ付雜費無之様ニト之趣法被仰出候義ニ付、当日飲食等

之義も精々節儉相用可申候、尚巨細之義者惣代共へ承り合可申候、右

之趣末々迄不洩様可令承知もの也

辰八月

郷方も右ニ準し省略被 仰出候

一 組年番交代之義前々より八月五日ニ候処、当年の八月二日七日之御用

日ニ被成下候ハ、都合よろしく段書取を以申上候所、八月七日ニ被

成下同日年番交代被仰付候

乍恐

一 御米百石

右御手形御貸下ケ被為 成下候様乍恐奉願上候、来已十月無相違返納可仕候間、右願之趣何卒格別之御慈悲ヲ以御聞届ケ被成下候ハ、冥加至

極難有仕合奉存候、以上

辰八月十七日

御米方様

園田多祐

乍恐

一 三丸御払米 百五拾石

一 同正納米 百五石

一 同正納糯 四石五斗

一 同正納大豆 拾六石

一 波賀野御払米 四石

メ

右石数当年御平均之御直段ヲ以御売下ケ被為 成下候様乍恐奉願上候、

格別之御慈悲ヲ以右願之趣御聞濟被成下候ハ、冥加至極難有仕合奉存

候、以上

辰八月十七日

御米方様 上

園田多祐

(※一紙挟み込み)

乍恐 口上

園田久左衛門

北山五左衛門

木ノ部村組坂本村之義、園田仁左衛門・山本弥助兩人庄や御役相仕相勤

罷在候へ共、仁左衛門義者遠方之義、且又身上向取調ニ付不遠退役奉願
上候、時宜合弥助へ仕候才人ニ而兩人共せわ行届不申、尤右村方義人氣
不宜上、多分借財御座候義ニ付、何卒急々右兩人之内一人御差加被成下
候ハ、諸事行届治り方よろしく哉ニ奉存候

周山 大石勇太郎様

一 御發駕為恐悦伺出仕候

何組取締

乍恐御届奉申上候口上

庄屋惣代

京都一条寺村圓光寺并氷上郡松倉村高源寺村右両寺前々より懇意ニ仕候
所、縁を以 金地院様御休息被相頼、去十日相勤候義ニ御座候其節御土
産として大般若御札并御自筆書壹枚・茶方帛壹ツ頂戴仕候
右之通御座候、乍恐此段御届奉申上候、以上

御家老御用人

御地方惣廻り

辰八月廿一日

園田多祐

但し取締無之組々ハ惣代庄屋計

中組御代官所

一 御儉約中御引纏御郡奉行なし

尤福住村へハ西村様御出張

一 六ツ壺分五厘 東濱谷村

一 六ツ五厘 西濱谷村

右年繼願

一 七月十二日八ツ時 殿様忠良公御發駕御參府七ツ七分、福住御着山田
嘉右衛門御泊、七月廿七日未半刻江戸御着
一 三組共御見送 京口南詰へ出ル上組各列座、尤三ツニ少しツ、アイヲ^(間)
置居ル

御引纏御代官

上 寺田又之進様

中 河合新左衛門様

南 星野熊太郎様

一 御免六ツ三分五厘 上しま

右者上嶋分去ル丑年より昨^(つと)丑卯年迄三ケ年之間御定免ニ被成下難有仕
合奉存候、当年御年限ニ付奉恐入候得共当辰年より来ル午年迄三ケ年之

間是迄之通御定免ニ被成下候様奉願上候

右之趣格別之御慈悲を以御聞濟被成下候ハ、難有仕合奉存候以上

辰九月

願主 大山宮村

園田多祐

中組御代官様 上

辰九月七日

辰巳分御受負人庄屋

虎之助

同後見

園田多祐

南組御

一俸禎助当辰式拾七歳、野中村大工与七 川北村 清八

弟子年明候ニ付、大工職札被下度願 九月七日出ス

一印形紛失ニ付改印届ケ 丁之田村 磯 七

一病難願

持高四斗三升

大山下村

米式斗被下

与八 四拾歳

乍恐奉歎願候

壹石起ル

一御高三拾六石 悪地御救引

右者多年より卯年迄五ヶ年之間御救被成下難有仕合奉存候、奉恐入

候得共、尚又当辰年より来ル申年迄五ヶ年之間是迄之通、年繼御救

引被下置候様奉願上候

右者辰巳分悪地御救引是迄被下置難有仕合奉存候御蔭ヲ以、御百姓相統

仕罷在候得共、何分荒地平均等仕候地所容易ニ地味立直不申、去ル亥

年御年繼奉願上候節、六斗五升四合出精上納仕、当御時節柄聊ニ而も引

起上納仕度奉存候へ共何分多分之出銀仕、作督^{一徳}薄ク心配仕候義ニ御座候

へ者重々奉恐入候へ共、格別之御憐愍ヲ以是迄之通悪地御救引被下置候

様乍恐奉歎願候、右之趣御聞濟被成下候ハ、難有仕合奉存候、以上

右与八女房去ル正月十一日出産仕、日数不立内腹痛相煩候ニ付、夫与
八幼少之日供召連極難渋仕候ニ付御救願 七月七日出ス

一持高式石五斗五升四合

高屋村

儀助 四拾四才

四年以前病氣

女房 三拾六才

女子 もと 拾貳歳

病氣ニ取合難渋仕候

同人 とり 九歳

一無高無作

八蔵 拾壹才

姉とわ 拾二才

母 三十八歳

祖母 七拾八才

五、六年以前今盲目ニなり居申候
右兩人極難御救願 母 八拾才

九月七日出ス

式斗五升救

黒田村

一極難願

死去仕候

宗兵衛

女房 卅四才

宗吉 十二才

余吉 九才
繁蔵 四才

右宗兵衛病死女房老人之力ニ而幼少之子供相養極、無心
九月十二日奥印

一高式石八斗七升 野尻村

亥卯迄五年村救引・井根敷地救引

九月二日

一居村庄や是迄園田久左衛門一役之処相仕ニ被仰付

東河地村 与八

八月廿七日 出勤

九月二日 妙覚様百五拾回忌ニ付不勤

同 七日 出勤

同 十二日 出勤

八月廿七日

一高屋村兼帯依願滞なく御免

久下 佐太夫

一役被仰付

高屋村 仲右衛門

一居村肝煎被仰付

大山新村 亀蔵

一百姓代被申付

同村 五左衛門

大山下村 儀兵衛

一 居室桁行 五間
梁行 三間
同村 太 七

右者丑十二月及類焼候ニ付材木新村甚左衛門方ニ而買調申度

一 肝煎百姓代退役
東河地村
与 八

一 百姓代退役肝煎者御居置
良 平

一 肝煎役良平与相仕ニ被 仰付度
九兵衛

右三人前書之通被 仰付度願
十月二日
東河地村庄や
与 八

同 断
園田久左衛門

附人当

御聞濟
一 印谷村
一 肝煎御免庄屋被仰付度
佐 平

持高四石三斗八升

一 百姓代御免肝煎被仰付度
弥次左衛門
一 百姓代被仰付度
久助 伴 藏

右者一印谷村庄屋久助死去ニ付前書之通被仰付度願
辰十月七日

十七日 出勤

十八日 大山組荒所内御見分として岸様(郡代)、長谷川様(郡奉行)・西村様、御代

官河合様・大石様、附人廣瀬才助殿、川方西田文六・堀治

兵衛右御銘々大山下村より御見分被下候

十九日 園次(園田次左衛門)・西継(西尾継三郎) 御礼ニ罷出候

十九日 小林甚兵衛来ル明日(園田仁左衛門) 園仁一件ニ付、出坂相談

廿日 小林甚兵衛園田又一右衛門権次郎手前同道致し出坂廿七日

御役処致し、廿八日三人共出立箕面山參詣勝尾寺泊、廿九

日妙見山參詣穴太寺參詣、龜山泊り晦日篠山迄引取、十月

朔日大山へ引取

十月 二日 出勤

三日 内

四日 園仁一件ニ付出町 泊

五日 出勤 園仁一件

六日 内

七日 出勤 徳兵衛門先溝ニ而死居候、泊ル

一 水野壱岐守様御領分当国天田郡高杵村宗兵衛娘くに当辰式拾歳、私悴
義助女房、仲人味間北村清藏、先方禪宗友測村勝福寺

覚

一水腐御田地凡四町 坂本村

一同 凡壹町 黒田村

一同 凡五反 西谷村

一同 同断 大野村

一同 凡三町 川北村

一同 同断 同新田村

右者門田井根尻川北村同新田村溝幅底四尺ニ御座候処追々溝幅相挟、其上廻々幅三尺以下之水門橋など出来水吐悪敷難渋ニ付、取広仕度候へ共下方ニ而者行届不申ニ付、小奉行出役之願

十月七日

惣代 北山五左衛門

山本 弥助

川方御役所

一十一月二日 詰所へ出勤 泊

同日追入村太助花角力興行出役、広瀬才助殿目附壹人
同日追入村牛市致し出役、西田文六殿

三日 野々垣芝居へ出役

七日 出勤 泊

晦日より十一月六日迄七日之間芝居興行、野々垣村内実樋口庄左衛門、尤五日興行、跡二日者追願ニ而來春之分也

八日 小林甚兵衛与同道引取、園仁一件

九日 甚兵衛引取

十日 同人夕呼ニ越し候ニ付出町、夜引取

十二日 出勤

乍恐

一農業出精申立 高藏寺村 勘太郎母

一同断申立 高屋村肝煎 李兵衛

一十月八日より小林甚兵衛同道致し、園田仁左衛門播州加東郡長町村庄吉より願附一件ニ付再出坂致し、廿八日篠山へ引取、廿九日手続申上、晦日大山へ引取申候、尤滞坂之内十九日夕京都へ罷出、廿一日夜ニ舟ニ而帰坂致し候

当九月御聞濟被為 成下候私共氷豆腐製作之義、来ル十六日より相初壹

日ニ大豆七斗五升ヅ、五拾日之間、都合三拾七石五斗相潰し申度奉存候

ニ付乍恐此段奉願上候、格別之

辰十一月十二日 願主 大山上村 作助

右之

庄や 西尾継三郎

一九月廿七日被召出

御在城中御膳処相勤献上もの仕候ニ付、為御賞美

一金貳百疋 波部六兵衛

一同貳百疋 園田多祐

一銀五兩 団野喜平次

御小休相勤献上物致し候もの

一三ツ盃 波多野万次

一銀三兩 園田次左衛門

一同三兩 同 休左衛門

其外他人數有之

一金三百疋 立杭坐方 下山九左衛門

御礼廻り

御家老不残 御代官

御用人不残 郷組 中廻

御地方不残

安政三辰十月十七日

一御用達被仰付、於三之間御達、御代官寺田又之進様御引纏、御金方山
崎東助様へ御引渡し有之

波多野万次

藤本甚左衛門

一野吉郎左衛門

河南重助

山本弥助

原田次郎右衛門

平野次郎太夫

向井吉之丞

大江吉兵衛

酒井常八

丸山村 九兵衛

後川中村 市右衛門

味間新村 十郎兵衛

栃梨村 儀兵衛

ノ 拾四人

一十一月十四日出勤 御免定被下

園田分 大山宮村 辰巳分 虎之助 上しま 間新田

右五通被下之

奉差上御請書

嘉永元申年・同三戌年・安政元寅年高掛人差御頼被 仰出候分、当年御返濟御下ケ銀可有之処、昨年来江戸表大地震・当辰風難津波等二而御屋敷向大破二相成、追々臨時御出方莫大之御入用有之、何分御融通も難被成候二付、右三ヶ年分御下ケ銀之義当年之処者御断被 仰出候間、下方二而も可為難洩候へ共無御余儀次第奉敬承、下方末々迄不洩様可申通事但昨卯年御頼被 仰出候分者、其節相達候通当辰年より銀納之内二而差繼御返濟相成候事

右之通御達蒙 仰一同奉敬承、仍之御請書奉差上候、以上

三組年番

安政三辰年十一月十四日御達し

一十二月 二日 出勤 泊

三日 出勤 泊

四日 出勤 泊

五日 出勤 泊

六日 出勤 引取

七日 出勤 泊 右者園田仁左衛門と同一右衛門と論一件

八日 出勤

十二日 出勤 泊

十三日 出勤

辰年張紙直段

篠山着

米壺石 代七拾九匁五分

福住着

米壺石 代八拾壺匁

波賀野着

米壺石 代八拾目四分

七日今十二日迄 壺匁引

十三日今十七日迄 八分引

十八日今廿二日迄 六分引

廿三日より御立直段

一十一月十七日 出勤 泊

十八日 岡屋村へ樋口并廣瀬・中道四人出役致し候

廿日 郡割

廿一日 同断 泊

廿二日 出勤 郡割 泊

廿三日 御手形一件 泊

廿四日 同断 引取

廿七日 出勤 泊

廿八日 出勤

篠山米 壹石 代七拾八匁五分

福住米 壹石 代八拾匁

波賀野米 壹石 代七拾九匁四分

右先納銀返濟直段

篠山着

糯 壹石 代九拾壹匁貳分

大豆壹石 代八拾六匁四分

小豆壹石 代百三拾壹匁三分

福住着

大豆壹石 代八拾七匁九分

小豆壹石 代百三拾貳匁八分

波多野着

糯 壹石 代九拾貳匁壹分

大豆壹石 代八拾七匁三分

小豆壹石 代百三拾貳匁貳分

右之通候以上

辰十二月七日

十六日 出勤 米取立 泊

十七日 同

一居宅

桁行 五間半
梁間 四間半

追入

利左衛門

右者柱朽損し候ニ付建かへ願

十二月

一肝煎御免願

大の村庄や

浪右衛門

一百姓代肝煎被仰付度

同村 六十三歳

持高拾六石八斗 勘助

持高拾五石壹升 兵助

四十八歳

(完)

解説

常松 隆嗣

今回は安政三年（一八五六）の「郡用日記」を紹介したが、この年は前年に比べ、比較的平穏な年であったようで、記された事柄も地方支配に関わる藩士の交代や村役人の交代、居宅普請や鉄砲所持などの許可願いを中心し郡取締役の平常業務が多く記されている。この年は全国的に見ても平穏であったようで、大きな出来事といえば、七月十八日に安治川・木津川河口に台場が完成したことぐらいであった。

こうした平穏な状況にあつて、最も紙幅を裂いて記されているのは、領民からの献米の記録である。篠山藩ではこの時期、財政が窮乏しており、前年八月には御用金が領民に賦課され、十二月には藩士に対し面扶持が実施された。こうした状況のなかで、二七三名にも上る領民から米にして三〇〇石、銀に直して二二貫五〇目が献上され、さらに樋口市左衛門の一五両を筆頭に、一六名の者から合計二〇〇両が献金された。

しかもこの記述からは、献米した人物がどのような者たちかが判明する。庄屋や年寄といった村役人をはじめ、郡取締役や独礼といった藩組織の末端に位置する者のほか、領内の商人も多く含まれており、その業種は実に多様で、酒造業・醤油屋・油屋・雑穀商・傘屋・茶屋・質屋などを見ることができる。

さらに、「百姓出精之者」も多く見受けられ、彼らがどのような意識のもと献米したかは、真南条中村惣兵衛の傍らに記された「農業出精為

御賞美青銅式貫文頂戴仕、難有奉存為冥加献上仕度申出候」という一文にあらわれている。領主に「農業出精」を褒められたので、これまでの「冥加」に応えるためにも献米する旨が記されており、こうした領主に對する報恩觀念が広く存在していたことは注目される。商人や農民のほかに、向井組上笹見村坂部秀達のような医師もいた。

次に藩と郡取締役との関係を見てみると、この年は藩主忠良ただよみが在城していたようで、正月四日には郡取締役・独礼から扇子が献上された。三月十三日には大山地域で鷹狩りが行われ、園田家では料理が用意された。一方、地域社会においては七月から九月にかけて難渋人調べが行われ、一軒あたり二斗余の米が藩から下された。また、九月十八日には大山地内の荒所を郡代・郡奉行・代官が揃って見分している。こうした見分を経て、荒廢地の開墾が企図されたのであろうが、実際に開墾が成功することは少なかった。今田組辰巳村では園田庄十左衛門・七郎左衛門兄弟の手によって天保末年から荒廢地の開墾が進められたが、村高一三五石に對して悪地救引が七三石にも上り、租率も三〇%と周辺村々に比べ、格段に低く設定されていた。^①

辰巳村開墾に関する願書には「容易ニ地味立直不申」とあり、容易に土地の改良が進まなかったことがわかる。安政三年の上納額はわずか六斗五升余と記され、庄屋虎之助（七郎左衛門の子で、多祐の従兄弟にあたる）と後見人多祐の連名で、南組代官所に「悪地御救引」が嘆願された（九月七日付「乍恐奉歎願候」）。

このように幕末の世情に慌しく対応する一方で多祐は、同族園田仁左衛門の一件で大坂へと出向いた際、箕面・勝尾寺や能勢・妙見山へ参詣

している。こうした行動は「郡用日記」という職務上の事柄が多く記されている日記の中において、彼の人間味あふれる一面を映し出していると言えよう。

なお、安政二年の「郡用日記」(『関西大学博物館紀要一〇号』所収)に記載されていた、梵鐘を大砲へと改鑄する旨の触書に関して、京都府立総合資料館所蔵「篠山藩桑田代官所文書」のなかに関連史料があることを確認した^②。篠山藩は丹波国多紀郡のほか、桑田郡(現在、京都府桑田郡)にも所領があり、周山村に代官所を置いた。総合資料館所蔵の文書群は、この桑田郡代官所が安政二年十二月に、先ほどの触れを受けて郡内各寺院の梵鐘・釣鐘を取り調べた際に作成した文書で、現存する点数は七点と少数ではあるが、篠山藩による梵鐘・釣鐘調査の実態を知り得る貴重な史料であるといえる。これらの史料についても今後、機会があれば紹介していきたいと考えている。

註

- ① 園田家ではその後も開墾を進めたが、結局、村が立ち直ることはなく、明治四十五年(一九一二)に耕地整理組合が作られ、耕地は整理された。この間の事情については、拙稿「篠山藩における新田開発―近世後期の荒地開墾型新田をめぐって―」(藪田貫編『近世の畿内と西国』清文堂、二〇〇二年)において、詳述している。
- ② 『京都府立総合資料館所蔵文書解題』(京都府立総合資料館、一九八五年)。